

松江市告示第 236 号

松江市新製品開発・新分野チャレンジ（新型コロナ対策）支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市新製品開発・新分野チャレンジ（新型コロナ対策）支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 市の交付する松江市新製品開発・新分野チャレンジ（新型コロナ対策）支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 工作機械等 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 13 条第 3 号に規定する機械及び装置であって、製造業の用に直接供するものをいう。
- (3) ソフトウェア等 設計、管理、営業、調達等のパッケージソフトウェア（クラウドサービスで提供されるソフトウェアを含む。）並びに導入する工作機械等の稼働に必要なソフトウェア及び当該ソフトウェアを稼働するために必要な設備（パソコン、サーバー等）をいう。
- (4) 新分野展開 主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな製品等を製造し、新たな市場に進出することをいう。
- (5) 事業転換 新たな製品等を製造することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更することをいう。

（補助の対象等）

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市新製品・新分野チャレンジ(新型コロナ対策)支援事業補助金
補助金交付の目的	新型コロナウイルス感染症の影響下において、中小企業者が実施する新製品開発、地域のモデルとなるITシステム開発、新分野展開又は事業転換にチャレンジする取組に対し、必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者の競争力の強化と新ビジネスの創出を図ることを目的とする。
交付の対象である事業の内容	次に掲げる事業とする。ただし、当該事業について、他の補助制度に基づき補助金の交付を申請し、又は補助金の交付を受けている場合を除く。 (1) 開発スタートアップ事業 ア 地域や行政の課題解決につながる新製品開発に要する企画、設計及び試作開発とする。 イ 自社の競争力強化につながる新製品開発に係る企画、設計及び試作開発とする。 ウ 自社のITシステムの企画、設計及び試作開発とする。ただし、次の全てに該当するものに限る。 (ア) ITシステムの開発委託先が市内に本社となる事業所を有するIT企業であること。 (イ) 自社の営業活動強化、生産活動効率化又は新製品開発を目的としたシステム開発であり、地域におけるIT活用の先駆的モデルとなる取組であること。 (2) 実用化製品化事業 試作開発後における製品・技術そのものの付加価値を高めるための実用化製品化に向けた取組 (3) 新分野チャレンジ事業 新分野展開又は事業転換にチャレンジすることで競争力の強化を図る取組
補助対象経費	補助対象経費は、交付対象事業に係る別表に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。
交付の率又は金額	(1) 開発スタートアップ事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、300万円を上限とする。ただし、補助金の額が30万円以上とな

	<p>る場合に限り、補助金を交付する。</p> <p>(2) 実用化製品化事業</p> <p>ア 開発スタートアップ事業のアに係る実用化製品化 補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨て)とし、300万円を上限とする。</p> <p>イ 開発スタートアップ事業のイに係る実用化製品化 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、300万円を上限とする。</p> <p>(3) 新分野チャレンジ事業</p> <p>補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、300万円を上限とする。</p>
補助事業者の範囲	製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、直近2期分の決算書の写しとする。

(事業計画書の審査)

第5条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る事業計画書の審査を必要に応じて別に定める審査会に依頼することができる。

2 市長は、前項の規定により審査を依頼したときは、当該審査の結果を参考に、当該申請に係る事業計画書を採択するか否かを決定し、その結果を審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(軽微な内容の変更)

第6条 規則第10条第3項に規定する軽微な内容の変更とは、補助金交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更とする。

(補助事業の遂行状況報告)

第7条 補助事業者は、当該補助事業の遂行状況を適宜市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業報告書

- (2) 補助対象経費に係る請求書の写し
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書

2 前項第4号の証明書は、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、誓約及び同意書をもって代えることができる。

（補助金の交付の条件）

第9条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の実施結果の企業化に努めるとともに、補助事業完了後5年間、市長が別に定める日までに企業化の状況を市長に報告すること。
- (2) 補助事業者は、前号の規定により提出された報告書において、次のア及びイの要件を満たした場合には、ウにより算出された額を市に納付すること。
  - ア 新製品の売上額（既存製品等の改良の場合は売上の増加額）が、年3,000万円以上となった場合
  - イ 当該年度の企業全体の決算において、営業利益及び経常利益が黒字の場合
  - ウ 各年度の納付額は、新製品の売上額の1パーセント又は補助金額の5分の1のいずれか低い方の額とし、累計の納付額は補助額を超えないものとする。

（財産処分の制限）

第10条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

（事業所の移転）

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後5年未満で事業所を市外へ移転する場合には、補助金を全額返還しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

(1) 開発スタートアップ事業のア、イ及び実用化製品化事業

経費区分	内 容
原材料・副資材費	開発品の構成部分、開発等の実施に直接使用し、消費される原料、材料及び副資材費の購入に要する経費
機械装置・工具器具費	市内製造現場に設置する次のもの。 (1) 当該開発に必要な機械装置の借用に要する経費(リース、レンタル等) (2) 当該開発に必要な機械装置を自社で製作する場合の部品の購入に要する経費 (3) 測定、分析、解析、評価等を行う機械装置の借用に要する経費(リース、レンタル等) (4) 当該開発に用いる器具・道具類の購入(5万円以下)及び借用に要する経費
外注費 (注1、注4)	(1) 自社内では不可能な当該開発の一部について、外部の事業者等に外注する場合に要する経費 (2) 設計等のためのデザイナーへの委託契約等に要する経費 (3) マーケティング調査(製品・技術)を外部の機関で行う場合に要する経費
産業財産権導入費	(1) 開発した製品の特許、実用新案、意匠権等の出願に要する経費 (2) 特許、実用新案、意匠権等を他の事業者又は個人から譲渡又は実施許諾を受けた場合に要する経費(ライセンス料を含む。)
技術指導受入費 (注4)	外部専門家から技術指導を受ける場合に要する経費(謝金、手数料等)
性能検査費 (注2、注4)	当該開発に必要な性能検査を外部の機関で行う場合に要する経費
直接人件費 (注3)	当該開発に直接関与する者の直接作業時間に対する経費
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費
注1 外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象経費としない。	
注2 外部の機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象経費としない。	

注3 補助対象経費総額の2分の1を超えてはならない。

開発スタートアップ事業の補助対象経費としない。

注4 外注費、技術指導受入費及び性能検査費の総額は、補助対象経費総額の2分の1を超えてはならない。

(2) 開発スタートアップ事業のウ

経費区分	内 容
委託費	IT システムの企画、設計及び試作開発に要する委託費。ただし、ハードウェア及びネットワーク経費は借用に要する費用のみを対象とする。

(3) 新分野チャレンジ事業

経費区分	内 容
工作機械等導入費	市内の事業所に導入する工作機械等(中古品を含む。)の取得に要する経費(リース・レンタル、老朽化した設備の更新は、対象外とする。)
その他導入費	新市場の開拓に必要なソフトウェア等、備品その他の設備の取得に要する経費
研究開発費 (注3)	研究又は試作開発及び研究機関との共同研究に要する経費(人件費を除く。)
原材料費	試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費
外注費 (注1、注2、注3)	試作品の開発に必要な外注加工等に要する経費(外注先が機器、設備等を購入する費用は、対象外とする。)
技術導入費 (注3)	外部からの技術指導、知的財産権等の導入に要する経費
専門家経費 (注3)	指導、助言等を受けるために招聘した専門家等に謝礼として支払う経費
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費

注1 外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象経費としない。

注2 外部の機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象経費としない。

注3 研究開発費、外注費、技術導入費及び専門家経費の総額は、補助対象経費総額の2分の1を超えてはならない。